みよし市難聴児補聴器購入費等給付事業実施要綱

平成26年3月31日

改正 平成27年12月28日

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、 補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を給付することにより、言語の獲得及びコミュ ニケーションの向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(給付の対象者)

- 第2条 給付の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの(以下「給付対象児童」という。)とする。
 - (1) 市内に住所を有する18歳未満の者であること。
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者で、身体障害者手帳の交付対象とならないものであること。
 - (3) 補聴器を装用することにより、コミュニケーション能力等について、一定の効果が期待できると医師が判断する者であること。

(給付対象からの除外)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の給付対象から除外する。
 - (1) 給付対象児童の属する世帯に、給付の交付申請を行う月の属する年度(当該月が4月から6月までである場合にあっては、当該月の属する年度の前年度)における市町村 民税所得割額が46万円以上である者がいる場合
 - (2) 本要綱による購入の支給決定を受けてから5年を経過していない場合 (給付の対象となる補聴器)
- 第4条 給付の対象となる補聴器の種類、基準価格及び耐用年数は、別表のとおりとする。
- 2 給付の対象となる補聴器は、給付対象児童の装用効果の高い側の耳への片側の装用を原則とする。ただし、給付対象児童の教育、生活等を勘案し、市長が特に必要と認めた場合は、両耳の耳に装用するものそれぞれについて対象とする。

(給付金の額等)

第5条 給付金の算定基礎となる額(以下「算定基礎額」という。)は、補聴器を購入する場合にあっては、助成対象児童が新たに又は現に使用する補聴器の耐用年数が経過した後に補聴器を購入するのに要した費用と別表に掲げる1台当たりの基準価格の額の100分

- の104.8に相当する額とのうち少ない方の額とし、補聴器を修理する場合にあっては、「補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)」に基づき算定した補聴器の修理に係る基準額(当該額が当該補聴器の修理に要した費用の額を超えるときは、当該補聴器の修理に要した費用の額を超えるときる。
- 2 給付金の額は、算定基礎額の100分の90に相当する額とする。ただし、給付金の額に1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 前項の規定に関わらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は市 民税非課税世帯に属する者にあっては、算定基礎額の全額を助成する。

(支給申請)

- 第6条 給付金の支給を受けようとする給付対象児童の保護者(以下「申請者」という。) は、みよし市難聴児補聴器購入費等給付金(購入・修理)支給申請書(様式第1号)に次 に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の知事が定める医師が、 給付対象児童の聴力検査を実施した上で作成したみよし市難聴児補聴器購入費等給付 医師意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)
 - (2) 意見書の処方に基づき、補聴器の販売業者が作成した見積書
 - (3) 申請者の属する世帯の構成員の市町村民税所得割額が確認できる書類
- 2 前項第2号に規定する見積書は、みよし市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱(平成18年9月29日)に基づく登録を行っている補聴器の販売業者(以下「業者」という。)のものとする。

(支給決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、みよし市難聴児補聴器購入費等給付金支給調査書(様式第3号)を作成し、給付金の支給の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、給付金の支給を決定した場合は、みよし市難聴児補聴器購入費等給付金支給決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、給付金の支給をしないことを決定した場合は、みよし市難聴児補聴器購入費等給付金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求等)

第8条 決定通知書の交付を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定通知書に記載された業者から補聴器を購入の上、難聴児補聴器購入費等給付金支払請求書

(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるとき は、給付金を支給するものとする。

(代理受領)

- 第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、交付決定者の利便性を考慮し、交付決定者に支給すべき額の限度において、交付決定者の代わりに業者に支払うことができる。
- 2 市長は、交付決定者が前項に規定する支払を希望するときは、みよし市難病児補聴器購入費等給付金支給券(様式第7号。以下「支給券」という。)及びみよし市難聴児補聴器購入費等給付金支給決定連絡書(様式第8号)を発行するものとする。この場合において、交付決定者は業者に対し自己負担額を支払うとともに、当該支給券及び代理受領に係る難聴児補聴器購入費等給付金支払請求書兼委任状(様式第9号。以下「請求書兼委任状」という。)を提出しなければならない。
- 3 業者は、前項の方法による支払があったときは、請求書兼委任状に支給券を添えて、市 長に提出しなければならない。
- 4 市長は、業者から請求書兼委任状の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金を支給するものとする。

(用具の管理)

- 第10条 この要綱に基づいて給付金の支給を受けた者は、補聴器を、目的に反して使用し、 譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反したときは、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定は、平成27年12月28日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度・高	43,200円	 補聴器本体(電池を含む。)	5年

度難聴用ポケット		及びイヤモールド(イヤモ	
型		ールドを必要としない場合	
軽度・中等度・高	52,900円	は、基準価格から9,000円を	
度難聴用耳かけ型		除く。)	
耳あな型(レディ	96,000円		
メイド)			
耳あな型(オーダ	137,000円	補聴器本体(電池を含む。)	
ーメイド)			
骨導式ポケット型	70,100円	補聴器本体(電池を含む。)、	
		骨導レシーバー及びヘッド	
		バンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	補聴器本体(電池を含む。)	
		及び平面レンズ(平面レン	
		ズを必要としない場合は、	
		基準価格から1枚につき	
		3,600円を除く。)	